

3.12.2 情報通信振興部門 革新事業グループ

グループリーダー 櫻庭 修 ほか3名

通信・放送ベンチャーの事業化支援等

概要

(1) 情報通信ベンチャーの支援

① 通信・放送新規事業に対する助成

新規性・困難性・波及性において優れたビジネス・モデルを有する情報通信ベンチャーに助成金を交付する。

② テレコム・ベンチャー投資事業組合を通じた出資

民間と共同出資して設立されたテレコム・ベンチャー投資事業組合を通じて、情報通信ベンチャーを発掘し、出資を行う。

③ 債務保証

総務大臣の認定を受けた通信・放送新規事業者が金融機関から事業資金の融資を受けるのを支援するため、12億円を限度として当該融資に係る債務を保証する。

(2) 情報通信インフラ高度化の支援

① 電気通信基盤充実のための施設整備事業等に対する支援

光ファイバーやDSL装置等の高度な電気通信施設、高度なCATV施設、電気通信システムの信頼性向上施設及び地上デジタルテレビ放送施設の整備を行う事業に対し、利子助成及び債務保証などを通じて支援する。

② 地域通信・放送開発事業に対する利子補給

地域における電気通信の高度化に資する事業（CATVの高度化、地上デジタルテレビ放送中継局の整備等）に対して、銀行等の金融機関からの貸付けに係る金利負担の軽減を通じて支援する。

平成20年度の成果

(1) 情報通信ベンチャー助成金については、公募の都度、NICTのウェブページ及び情報通信ベンチャー支援センターのメールマガジンに掲載したほか、各種のベンチャー関連団体とも連携して周知を行った。また、総務省地方総合通信局等と連携し、全国13か所で説明会を開催した。

12件の申請に対して、公募締切から助成金交付決定までの期間は平均53日となり、前年度より事務処理期間を短縮するとともに、応募状況及び採択結果をNICTのウェブページで情報公開した。

また、海外市場を開拓するために必要な経費を助成する場合に助成限度額を引き上げる（2,000万円⇒3,000万円）制度改正を行い、平成20年度は、当該制度を利用した1件について交付決定を行った。

(2) テレコム・ベンチャー投資事業組合を通じて、ベンチャー企業の発掘・支援育成に関する状況の把握を行うとともに、引き続き収益可能性のある出資を要請した。これまでの成果としては、平成20年度末までに計4社が上場を果たしている。

また、NICTのウェブページにおいて、投資事業組合の貸借対照表及び損益計算書を公表した。

(3) 通信・放送新規事業に対する債務保証業務については、NICTのウェブページに制度の概要、Q&A等を掲載し、利用者にとって分かりやすい説明に努めたほか、情報通信ベンチャー及び関係金融機関に対する利用案内を実施した。その結果、5件の問い合わせがあり、うち1件について、総務省及び貸付機関とともに本債務保証制度の利用について審査中である。

(4) 情報通信インフラ高度化のための利子助成は、平成20年10月の政策金融改革を受けて、利子助成の対象となる貸付機関の範囲を日本政策投資銀行以外の金融機関にも拡大し、関係規定の整備を行った。26件の既存貸付に対する利子助成を継続実施するとともに、新規申請1件の交付方針決定を行った。

また、債務保証業務については、NICTのウェブページに制度の概要、Q&A等を掲載し、利用者にとって分かりやすい説明に努めたほか、利用が見込まれる事業者や金融機関に対する利用案内を実施した。

(5) 地域通信・放送開発事業に対する利子補給についても、利子助成と同様に利子補給の対象となる貸付機関の範囲を拡大し、関係規定の整備を行った。地上デジタル放送中継局施設の整備については、新規5件の利子補給支給方針の決定を行い、総計71件（うち地上デジタル放送中継局施設の整備は12件）に対して利子補給を実施した。